

令和8年第2回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月26日(木) 開会 午後 1時55分

2. 開催場所 入間市農村環境改善センター 洋室会議室(大)、(小)

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

4番 中島伸吉 5番 清水裕司 6番 宮岡康光

7番 上原和子 8番 中村勝雄 9番 荻野 実

11番 野村雅紀

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 8番 中村勝雄 9番 荻野 実

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲 的場利夫 三木康行

豊泉 隆 田中 勲 宇津木保男

齋藤 勲 大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 晝間 拓哉

主 幹 河西 多郎

9. その他の出席者

なし

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員8名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第2回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、岩田浩推進委員です。

会期について、お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、8番 中村勝雄委員、9番 荻野 実委員、以上2名を指名いたします。

○議長

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第3号につきましては、清水昇委員に対し、当該事案の審議開始から終了まで退席していただくこととなります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたしますが、1番と議案第2号の3番につきましては関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

ご異議ないものと認め、1番と議案第2号の3番を一括審議といたします。

担当8番、中村勝雄委員、説明を願います。

○農業委員8番(中村勝雄君)

8番、中村です。議案第1号1番並びに議案第2号3番について、一括してご説明を申し上げます。

議案第1号、当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

議案第2号、当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

2月24日に、申請地の状況を田中推進委員と一緒に確認してまいりました。

申請地は案内図のとおり、狭山丘陵北側に位置する農地です。

はじめに、農地法第3条の案件に関してご説明申し上げます。

申請者は、市内にて新たに障害者の就労支援活動の一環である農作業を行うための農地を新たに借受けるものです。

申請地は、以前は新竹や雑草が生い茂った耕作放棄地でありましたが、現在、雑草等は取り除かれて耕作可能な状態であります。許可後は障害者の就労支援活動の一環で、野菜畑として利用する計画との事でした。

つづいて、農地法第5条に関してご説明申し上げます。

農地法第3条で農地を借り受ける事に関連しまして、その用に供するための作業用施設が既存宅地部分では不足することに伴い、その不足部分を農地転用するものです。

農地法の貸借に関しては、新たに借り受けるものですが、提出された営農計画書や必要農機具、また主たる従事者が農業研修を受けている事や解除条件を付した貸借であること、また農地転用についても必要最低限での利用となっており、やむなく転用する理由が示されていることから、農地法第3条並びに第5条申請は支障ないと思われれます。ご審議の程宜しくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

宮寺地区推進委員の田中です。

2月24日に、中村委員と一緒に現地を確認しました。中村委員の説明のとおり、支障ないと思われれますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願ひます。

○事務局

議案第1号1番は、障害者の就労支援活動の一環である農作業を行うために農地を借受けるための許可申請でございます。

議案第2号3番は、受人が新たに障害者支援施設を建築するための農地転用許可申請でございます。

それでは、はじめに農地法第3条の許可検討事項について説明します。

農地については賃借権の設定となります。また、今回の借受法人は農地所有適格法人ではない一般の法人であるため、解除条件を付した農地の貸借となります。

中村委員よりご説明いただきましたが、申請書類を精査したところ、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、7,815.43㎡となります。

申請地は現在休耕地となっておりますが、許可後は障害者の就労支援活動の一環で野菜畑等として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われまます。

次に、農地法第5条許可申請における許可検討事項について説明します。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当します。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「既存施設の拡張」に合致します。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、同法第34条第1号に合致し、開発許可相当と判断されております。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(宮岡幸江委員 挙手)

○農業委員2番(宮岡幸江君)

こちらが設立する障害者支援施設にはどういった方が通われるのですか。

○事務局

補足説明させていただきます。

今回の障害者支援施設につきましては、許可後建物建設中に新たに募集する予定となっており、それまでは主たる耕作者が1名いるので、その方が耕作する形となっております。

支援事業については、今現在通所者は確定していませんが、今回の3条・5条申請許可後に施設の建設と並行して募集をかけ、秋口ぐらいから本格的に稼働する形で予定しております。

○農業委員2番（宮岡幸江君）

現在、入間市内でも障害者対象の作業施設が何件かありますけども、こちらは外作業になるのか建物内作業か、どういう施設になるのでしょうか。

○事務局

計画書等を拝見しますと、屋内作業場で行うものもございしますが、主たるところは屋外にて作業指導員の方と一緒に耕作するものと考えられます。

（久保田委員 挙手）

○農業委員2番（久保田勝君）

借受人が近隣でそういう事業をやっている実績はあるのですか。

○事務局

借受人は今回新たな事業として、障害者の就労支援施設を建てる計画です。ただ、所沢市の方で連携しているところがあって、それを基に今回入間市で本格的に進めるということになっております。

（中島伸吉委員 挙手）

○農業委員2番（中島伸吉君）

こちらの2筆の面積なのですが、宮寺の中でも1筆としては割と大きい面積だと思うのですが、そこを借りてきちんとできるのか少し心配があるのですが、大丈夫でしょうか。

○事務局

その辺りにつきましては、7,000㎡と結構大きい面積ですので、事前に借受人の方に必要な農機具や耕作する方の裏付け等の確認はさせていただきました。あとは解除条件付きの貸借というところと、元々筆の一部が遊休農地化しておりましたが、今回の計画にあたり、

予め土地所有者の了承を得て実際是正されておりましたので、見込みがあると判断させていただいたところです。

○農業委員 2 番（中島伸吉君）

はい。

○議長

ほかにございませつか。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成でございます。議案第 1 号第 3 条は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。また、議案第 2 号の 3 番は、許可相当として県に進達いたします。

なお、議案第 1 号 1 番の許可日につきましては、議案第 2 号 3 番が県で許可となった日と同日付けで許可することといたします。

続いて、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。

はじめに、1 番を議題といたします。

担当 10 番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員 10 番（久保田勝君）

10 番、久保田です。議案第 2 号の 1 番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

2 月 19 日に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は案内図のとおり、圏央道入間インター出入口西側にある農地となります。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。周囲は宅地が点在している場所であり、周辺農地に影響無い形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われますが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子地区推進委員の間野です。

2月21日、現地を確認いたしました。久保田委員の説明のとおり、支障ないかと思われ
ますので、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、受人が自己用住宅を建築するための農地転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には
該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないこと
から、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係
る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成すること
ができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類
から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致し
ております。

続きまして都市計画法に関しては、譲受人の親族が入間市の市街化調整区域に20年以上
居住していることから、同法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号イに合致し、開
発許可相当と判断されております。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、2番を議題といたします。

担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番（清水昇君）

3番、清水です。議案第2号の2番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

2月21日に、宇津木推進委員と一緒に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は案内図のとおりであり、二本木保育園の北側にある、農地内に宅地が点在した地域にある農地となります。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。周辺農地に影響無い形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われれますが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

二本木地区推進委員の宇津木です。

2月21日に、清水委員と一緒に現地を確認しました。清水委員の説明のとおり、支障ないかと思われれますので、よろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、受人が自己用住宅を建築するための農地転用許可申請でございます。

申請地は、農用地区域内であったため、令和7年5月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和7年11月28日付で、農用地区域から除外されております。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、譲受人の親族が入間市の市街化調整区域に20年以上居住していることから、同法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号イに合致し、開発許可相当と判断されております。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、4番を議題といたします。

担当10番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員10番（久保田勝君）

10番、久保田です。議案第2号の4番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

2月19日に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおり、根通り北側の根岸に近い場所にある農地です。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。周囲は既存集落の中にあるような場所であり、周辺農地に影響無い形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程宜しく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子地区推進委員の間野です。

2月21日、久保田委員とは別々に現地を確認いたしました。

久保田委員の説明のとおり、支障ないかと思われしますので、よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、受人が自己用住宅を建築するための農地転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。その他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、譲受人の親族が入間市の市街化調整区域に20年以上居住していることから、同法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号イに合致し、開発許可相当と判断されております。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。

議案第3号の1番から129番は、農用地利用集積等促進計画の案により使用貸借権、賃貸借権の設定等を受けるものについて事務局から説明を受け、皆様からのご意見をいただいた後に、計画案に対する農業委員会の意見を集約したいと思います。

なお、議事参与の制限の規定により、清水昇委員に対し、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(清水昇委員 退席)

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げます。

「議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、借受申出案件（令和8年4月始期分）に係る農用地利用集積等促進計画の案について、意見を求めるもの。別紙1のとおり」でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。

別紙1の令和7年度第11回農用地利用集積等促進計画（案）をご覧ください。

1番から99番までの農地については農地中間管理事業での更新、100番から107番については研修農地からの切替え、108番から123番については農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定がされておりましたが、制度の見直しに伴い農地中間管理事業による貸借とし、引き続き耕作を行うものです。

はじめに、1番～99番の設定する権利の種類は賃貸借。内容は茶畑として利用予定です。貸借期間は令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年となります。なお、農地の借受け希望者は、金融機関母体の法人が出資し、平成27年3月に設立された農業法人です。法人としての年数は10年程ではございますが、生産部門を取り仕切る役員は約27年にわたり製茶経営に携わった経験者であり、茶の栽培や加工、地域の実情も熟知しております。製茶工場は金子地区内にあり、借入地までの所要時間は5分から15分ほどでございます。

次に100番と101番・104番～107番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年となります。

次に102番と103番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年となります。

次に108番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年となります。

次に109番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年となります。

次に110番～115番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年となります。

次に116番～123番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年となります。

次に124番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年となります。

次に125番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年となります。

次に126番～129番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年となります。

借受けに際し今後、農業者の高齢化や相続等により農地の管理に困る方等が懸念される中、市内の農地を守っていきたいと考えており、借受け希望者への農地の貸付けが最適であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。

説明は以上でございます。

○議長

それでは、議案第3号の1番を議題といたしますが、1番から99番までは関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、1番から99番を一括審議といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番（野村雅紀君）

11番、野村です。

2月20日に、金子上地区にある68筆の農地の状況を、的場推進委員と一緒に確認してまいりました。この68筆の農地について、管理された状態であり、今後茶畑として耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子上地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

2月20日に、野村委員と一緒に現地を確認しました。野村委員の説明のとおり、支障ないと思われますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当7番、上原和子委員、説明を願います。

○農業委員 7 番（上原和子君）

7 番、上原です。

2月20日に、金子中地区にある11筆の農地の状況を、三木推進委員とは別々に確認してまいりました。この11筆の農地について、管理された状態であり、今後茶畑として耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子中地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

金子地区推進委員の三木です。

2月21日、個別で現地を確認しました。上原委員の説明のとおり、特に支障ないかと思われまますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当4番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員 4 番（中島伸吉君）

4 番、中島です。

2月24日に、金子下地区にある20筆の農地の状況を、豊泉推進委員とは別々に確認してまいりました。

この20筆の農地について、非常によく管理された状態であり、今後茶畑として耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子下地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。

2月23日、中島委員とは別々に現地を確認しました。中島委員から説明のあったとおり、問題はないと思いますのでよろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第3号の100番を議題といたしますが、100番と101番及び104番から107番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

ご異議ないものと認め、100番と101番及び104番から107番を一括審議といたします。

それでは、担当8番、中村勝雄委員、説明を願います。

○農業委員8番(中村勝雄君)

8番、中村です。

2月24日に、宮寺地区にある6筆の農地の状況を、田中推進委員と一緒に確認してまいりました。

借受人は、市内で新たに46アールを耕作予定の野菜農家です。借受人は埼玉県農業大学校で有機農法を学び卒業後に、明日の農業担い手育成塾にて2年間サポートを受け、今年度末で卒塾となる予定です。

今回の申請地については、研修農地として借受けておりましたが、今後は更に耕作農地を増やす予定であり、借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員(田中勲君)

宮寺地区推進委員の田中です。

2月24日、中村委員と一緒に現地を確認しました。中村委員の説明のとおり、支障ないと思われまますのでよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第3号の102番を議題といたしますが、102番と103番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

ご異議ないものと認め、102番と103番を一括審議といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番(荻野実君)

9番、荻野です。

2月19日に、宮寺地区にある2筆の農地の状況を、岩田推進委員とは別々に確認してまいりました。現地は案内図のとおり、狭山丘陵のすそ野に広がる農地で、両畑とも適正に管理されておりました。

今回の申請地については、新規就農者である借受人が研修用農地として借受け耕作しておりましたが、研修期間の終了に伴い使用貸借に切替えて耕作する予定であり、今後借受人が普通畑として耕作していくことに問題ないことを報告します。

なお、本日欠席しております岩田推進委員からも、問題ないという旨の報告を受けております。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第3号の108番を議題といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番(荻野実君)

9番、荻野です。

2月19日に、宮寺地区にある1筆の農地の状況を、田中推進委員とは別々に確認してまいりました。現地は案内図のとおり、瑞穂町に程近い農地で周辺も農地が広がる区域となっております。現在は、きれいに耕うんされ、適正に管理されておりました。

借受人は、宮寺地区を中心に露地野菜を耕作する基幹農家で、今後も普通畑として耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

宮寺地区推進委員の田中です。

2月24日、荻野委員とは別々に現地を確認しました。荻野委員の説明のとおり、支障ないと思われまますのでよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第3号の109番を議題といたします。

担当1番、小澤正幸委員、説明を願います。

○農業委員1番（小澤正幸君）

1番、小澤です。

2月20日に、金子上地区にある1筆の農地の状況を、的場推進委員とは別々に確認してまいりました。現地の状況は、除草も概ね良好であり、また一部、葉物野菜なども確認できます。

借受人は、市内で29アール以上耕作する野菜農家です。

今回の申請地について、野菜畑として耕作されておりますが、引き続き野菜畑として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

2月20日に、小澤委員とは別々に現地を確認しました。小澤委員の説明のとおり、支障ないと思われまますのでよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第3号の110番を議題といたしますが、110番から115番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

ご異議ないものと認め、110番から115番を一括審議といたします。

担当1番、小澤正幸委員、説明を願います。

○農業委員1番(小澤正幸君)

1番、小澤です。

2月20日に、金子上地区にある6筆の農地の状況を、的場推進委員とは別々に確認してまいりました。現地には、トラクターと軽トラックが置かれており、耕うん作業中で除草は概ね良好であり、電話での話では枝豆・トウモロコシ・ジャガイモ・サツマイモを作付けしているとの事でした。また今後は、葉物野菜にも取り組みたいと前向きな話を聞いております。

借受人は、市内で75アール以上耕作する野菜農家です。

今回の申請地について、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員(的場利夫君)

金子地区推進委員の的場です。

2月20日に、小澤委員とは別々に現地を確認しました。小澤委員の説明のとおり、支障ないと思われますのでよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第3号の116番を議題といたしますが、116番から123番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

ご異議ないものと認め、116番から123番を一括審議といたします。

担当8番、中村勝雄委員、説明を願います。

○農業委員8番（中村勝雄君）

8番、中村です。

2月24日に、二本木地区にある8筆の農地の状況を、宇津木推進委員とは別々に確認してまいりました。

借受人は、市内で1.2ヘクタール以上耕作する野菜農家です。

今回の申請地について、野菜畑として耕作されておりますが、引き続き野菜畑として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

二本木地区推進委員の宇津木です。

2月21日、中村委員とは別々に現地を確認しました。中村委員の説明のとおり、支障ないかと思われますのでよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第3号の124番を議題といたします。

担当6番、宮岡康光委員、説明を願います。

○農業委員6番（宮岡康光君）

6番、宮岡です。

2月19日に、西武地区にある1筆の農地の状況を、大室推進委員と一緒に確認してまいりました。

借受人は、市内で98アール程さつまいもを耕作する農業法人です。

今回の申請地については、長い間休耕地となっておりますが、現在は茶樹もきれいに伐根され整備されておりました。今後は野菜畑として耕作する予定であり、借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、大室芳子委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（大室芳子君）

西武地区推進委員の大室です。

2月19日、宮岡委員と一緒に現地を確認しました。宮岡委員の説明のとおり、支障ないかと思われまのでよろしくお願いたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第3号の125番を議題といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。

2月19日に、宮寺地区にある1筆の農地の状況を、岩田推進委員とは別々に確認してまいりました。現地は案内図のとおり、宮寺・二本木地区センター北側にあり、周辺も農地が広がる区域となっております。

今回の申請地については、昨年末に合意解約され休耕地となっておりますが、現在はトラクターにより、きれいに耕うんされておりました。

借受人は、市内で新たに15アール程を耕作する予定の農業法人ですが、これまでの耕作面積から比べると少し心配するところもありましたので、事前に事務局及び農業振興課の方に問題ないことを確認しております。

現在の畑の管理状況や貸借期間も長くないことから、今後借受人が普通畑として耕作していくことに問題ないことを報告します。

また、本日欠席しております岩田推進委員からも、問題ないという旨の報告を受けております。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第3号の126番を議題といたしますが、126番から129番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

ご異議ないものと認め、126番から129番を一括審議といたします。

担当8番、中村勝雄委員、説明を願います。

○農業委員8番(中村勝雄君)

8番、中村です。

2月24日に、宮寺地区にある4筆の農地の状況を、田中推進委員とは別々に確認してまいりました。

借受人は、市内で4.7ヘクタール以上耕作する法人です。

申請地の126番から128番については、背の高い草が若干残っていましたが、129番についてはトラクターで適正に管理されておりました。

借受人は4月以降、野菜畑として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員(田中勲君)

宮寺地区推進委員の田中です。

2月24日、中村委員とは別々に現地を確認しました。中村委員の説明のとおり、支障ないかと思われますのでよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

ただいま1番から129番までの説明がありましたが、この件につきまして、何かご質疑等ありましたらお願いいたします。

(特になしとの声あり)

○議長

それでは、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見なし」という旨で回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、本件の協議の回答として、「特に意見なし」とすることに決定いたしました。

ここで、清水昇委員の退席を解除いたします。

(清水昇委員 着席)

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については1件、同法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については2件、同法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については11件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号、第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案はすべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会 午後2時58分